

## ALT・AET 派遣業務委託（債務負担行為）仕様書

委託事業者（以下「受注者」という。）は、大和市（以下「発注者」という。）が定める次の内容について業務を行う。ここでいう「ALT」とは小学校に派遣する外国語指導助手、「AET」とは中学校に派遣する英語指導助手のことをいう。

### 1. 件名

ALT・AET 派遣業務委託（債務負担行為）

### 2. 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（36か月）

### 3. 目的

グローバル化が進展する社会において、児童生徒は多様な考え方・価値観・文化を持つ人々と、世界共通語である英語を使ってコミュニケーションを図り、社会に参画していくことが求められている。教員とALT・AETとのチームティーチングによる学習形態や、児童生徒が英語を使う機会を提供することなどを通して、コミュニケーションを図る上で基礎となる資質・能力を育成する。

### 4. 派遣先 ※詳細は別紙1の通り

【大和市立小学校（19校）】

【大和市立中学校（9校）】

【その他の施設】

不登校特例校（引地台中学校分教室）・教育支援教室（まほろば教室） 他

### 5. 契約形態

本業務は、派遣業務委託契約によるものとする。

## 6. 受注者及びALT・AETの業務内容

### ①小学校外国語科及び外国語活動、中学校英語科の授業における補助

#### 【小学校の年間時数】

支援級： 3時間程度（うち、ALTの補助は3時間程度）

低学年： 5時間程度（うち、ALTの補助は5時間程度）

中学年： 35時間（うち、ALTの補助は35時間程度）

高学年： 70時間（うち、ALTの補助は35時間程度）

※ALT1人あたり年間185日程度

#### 【中学校の年間時数】

全学年： 140時間（うち、AETの補助は学校と相談の上決定する）

※AET1人あたり年間200日程度

定期テスト等で授業のない日は小学校や教育支援教室（まほろば教室）、他の中学校等へ派遣することがある

- ②学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業仕様等作成時の派遣先への情報提供、企画提案
- ③小学校又は中学校における外国語に係る授業において使用する教材研究と教材作成、及び教材の提供
- ④小・中学校でのテスト作成への支援、評価の補助、パフォーマンステストに関するノウハウの提供・支援・協力
- ⑤小学校のクラブ活動や放課後の活動、及び中学校の部活動、学校が主催する文化的行事・体育的行事、小・中学校の給食の時間等での児童生徒との交流
- ⑥業務実施に係る担当教員や学級担任等との事前の打合せ
- ⑦授業の反省、分析、評価、情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
- ⑧小学校のイングリッシュデイを毎年実施し、2年間で全19校（事前打合せ・ネイティブトレーナーによる当日運営も含む）、1校あたり1日実施、また、1グループあたり児童数が10～11名程度となるようALT・AETを配置
- ⑨国内外の学校や外国人とのオンライン交流、スピーチコンテスト等、児童生徒が学習成果を発揮する機会への支援・協力
- ⑩中学校英語科教諭及び小学校教諭に対する研修会等への支援・協力
- ⑪発注者や派遣先等が所有する教材の使用等要請があった場合の効果的な使用
- ⑫ALT・AETの業務費（交通費・教科書等）は受注者が負担する。
- ⑬その他発注者と受注者が合意した内容

7. ALT・AETの配置、業務時間および履行日について

①3年間のALT・AETの配置、業務時間に関しては、次のとおりとする。

<p>【派遣人数】 小学校10名以上、中学校3名</p> <p>【業務時間】 小・中学校とも8：30～16：30を基本とするが、必要に応じ変更となることがある。</p>
--

②履行日は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日及び休校日を除く）とし、履行時限は、別途時間割に基づくものとする。

③休憩時間の取扱いに関しては次のとおりとする。

原則、1日につき1時間（60分）の休憩時間とする。（まとめるのが難しい場合は2分割程度）

④派遣先の履行日、履行時限の詳細は、派遣先と受注者との調整による。また、派遣先は受注者に依頼し、受注者の同意により、予定した履行日及び履行時限を変更することができる。（災害時等を含む）

⑤派遣先が、本項①及び②で予定した履行日、履行時間以外に業務等を追加発注する場合は、派遣先と受注者で日程の調整を行い、追加履行日、追加履行時限の分を当初予定されていた総履行日数及び総時限数の範囲内にて実施する。

⑥受注者の都合により担当ALT・AETによる業務を履行できない時は、受注者は代替りのALT・AETを配置する。又は、未実施分を派遣先と調整の上、派遣期間中の他日に実施する。

⑦受注者は、派遣先の以下の期間については、原則としてALT・AETを派遣しない。

（ア）派遣先の夏季休業

（イ）派遣先の冬季休業

（ウ）派遣先の学年末・学年始休業

ただし、派遣先において各小・中学校の教育課程における児童生徒の活動や教職員の研修及び教職員との打合せに関する業務等を実施する場合は、この限りでない。

8. 履行日数

次の計画とする。ただし、状況により変更となる場合がある。

年度	ALT・AET 派遣日数
令和8年	市内19小学校（1,850日程度）※10名で算出の場合
～	市内9中学校（600日程度）※3名で算出の場合
令和10年度	計 年間延べ 2,450日程度

## 9. 業務の改善

受注者は派遣先への定期的なヒアリングやアンケートを実施するとともに、授業参観及びALT・AETへの指導を、ALT・AET一人あたり年2回以上行うこと。派遣先は、受注者及びALT・AETの業務履行に支障が生じていると判断したとき、改善を求めることができる。

改善の見込みがない場合は、受注者との協議の上、ALT・AETを交替することとする。

## 10. ALT・AET配置の条件

【ALT・AETについて】\*次の条件全てを有していること。

- ①英語を母語とし、大学以上の教育機関を卒業あるいは同等以上の能力を持つ者。
- ②日本で業務に就くために、有効な査証を所持し、契約期間中、就業可能な在留資格が継続されていること。
- ③小学校学習指導要領「外国語活動・外国語」中学校学習指導要領「外国語科」の目標を理解し、積極的に児童生徒と関わりながら、英語による体験的な活動を工夫できること。
- ④派遣先において、良好な人間関係を構築し、担任教諭等の指導のもと、協働的に授業を展開し、児童生徒の実態に応じた指導ができること。
- ⑤日本又は諸外国において、原則1年以上の小・中学生への指導経験を有し、教職に関する専門的知識を有すること。若しくは、それに相当する水準の資格や知識、能力を有すること。
- ⑥教職員と日常のコミュニケーションを図ることのできる日本語会話力を有すること。

## 11. 支払いについて

業務委託契約料については、各月末締め翌月払いとする。

## 12. 業務を実施するにあたっては、下記事項を遵守すること。

- ①大和市役所環境マネジメントシステムの「環境方針」の趣旨を理解し遂行すること。
- ②本市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- ③施設内では、できる限りエレベーターを使わずに階段を利用すること。
- ④本市の施設等に入入りする場合は、本市担当者に事前に連絡し、承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。
- ⑤本市へ搬入する製品の梱包材等は簡易にするとともに持ち帰ること。
- ⑥車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。
- ⑦「大和市路上喫煙の防止に関する条例」の趣旨を理解し遂行すること。

- ⑧「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の趣旨を理解し遂行すること。
- ⑨「大和市暴力団排除条例」の趣旨を理解し、遂行すること。
- ⑩情報資産の取扱いに関する特記事項を遵守すること。
- ⑪個人情報（特定個人情報を除く）の取扱いに関する「特記事項」を遵守すること。

### 13. 共通事項

本仕様書に定める業務の履行に際して、市（発注者）が必要と認めるときは、業務実施状況に関する確認又は履行途中における検査を求めることがあるので、これに対応すること。また、業務の手法等に関する改善について、必要に応じ協議すること。